

様式1-1

令和4年度 第1回 新潟支社 入札監視委員会 審議概要

| | | |
|----------------------|---|----------|
| 開催日及び場所 | 令和4年8月5日(金) | 新潟支社 会議室 |
| 委員 | 委員長 吉田 正之(新潟大学法学部教授) 委員 阿部 和久(新潟大学副学長) 委員 石田 直樹(公認会計士・税理士) 委員 岩崎 英治(長岡技術科学大学 大学院教授) 委員 後藤 直樹(弁護士) 委員 石畝 剛士(新潟大学法学部准教授) | |
| 審議対象期間 | 令和3年10月1日～令和4年3月31日 | |
| 抽出案件 | 総件数 6 件 | (備 考) |
| 工 一般競争 | 1 件 | |
| 条件付一般競争 | 1 件 | |
| 拡大型指名競争 | 1 件 | |
| 事 随意契約 | 1 件 | |
| 調査等 | 1 件 | |
| 物品・役務 | 1 件 | |
| | 意見・質問 | |
| 委員からの意見・質問、それに対する回答等 | 別紙のとおり | 別紙のとおり |
| 委員会による意見の具申又は勧告の内容 | な し | |

| | 意見・質問 | 回答 |
|----------------------|---|--|
| 委員からの意見・質問、それに対する回答等 | <p>【入札監視統一事務局における審査実施状況報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし <p>【入札・契約手続きの運用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし <p>【競争参加資格停止等の運用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし <p>【一次苦情及び一次説明処理状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし <p>【談合情報・疑義事実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし <p>【抽出事案の審議】</p> <p>1 工事</p> <p>1) 一般競争入札</p> <p>「関越自動車道 中子高架橋耐震補強工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は見積活用方式を採用しているが、契約制限価格の設定にあたっては、3者の最終参考見積書のなかで最も安価なものを活用しているのか。 ・それにもかかわらず調査基準価格を下回る価格で応札があったのはなぜか。 ・失格に伴い再開した入札にあたっては、契約制限価格を設定し直したとのことだが、次順位の者の最終参考見積書を活用して契約制限価格を設定したということか。 ・調査基準価格の算出は、契約制限価格に対し一定の率を掛けて設定したためという理解でよいか。 ・本工事は継続契約方式を採用しているが、後発工事については当初発注時にどのくらいの情報が出されているのか。また、先行工事及び後発工事を発注する場合、どのような価格で発注方式が決まるのか。 ・設計が終わっていれば、一本(単体)で発注する場合もあるのか。 ・継続契約方式で後発工事を随意契約で発注する場合、資格等審査委員会でも随意契約の審議を行うのか。 <p>2) 条件付一般競争入札</p> <p>「関越自動車道 小仁田橋塗替塗装工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・塗替塗装作業において、塗装を剥がしていくと母材の厚さが減って当て材など補修をしなければいけない場合があるが、事前に点検を実施し、必要な補修など実施しているのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・そのとおりである。 ・低入札価格調査における落札予定者に対するヒアリングでは、「企業努力をした。」との回答であった。 ・そのとおりである。 ・そのとおりである。 ・先行工事発注時点では、後発工事の設計が終わっていないため、その時点で判明している情報を入札公告に記載している。 発注方式については、先行工事発注時に後発工事も含めた全体の発注規模を決定している。 ・ある。しかしながら、事業の規模が大きいため、設計は工事発注・施工と並行するよう計画的に進めている。 ・そのとおりである。 ・塗替塗装工事では、事前調査をしており、必要に応じて橋梁端部に雨水等を受けて損傷が激しくなるような箇所には補強部材を当てて施工することはある。今回の工事については必要ないと判断し、当て材などの部材補強補修は行っていない。 |

| | 意見・質問 | 回 答 |
|--|---|---|
| | <p>・入札状況調書の4者が調査基準価格を下回っており、業者側の思惑と設計額とのズレがあると思うが、その原因は把握しているか。</p> <p>・最終的に応札をしなかった者が多いようだが、その背景には何があるのか。</p> <p>・調査基準価格を下回った応札を行った者が複数いるが低入札調査は実施したのか。</p> <p>・最初の審議案件では、他の応札者が無効だったから、低入札調査を実施し、失格基準に該当しなければ落札とする考えがあった中で、本件の場合、他に有効な応札者がいるから低入札調査は実施せず、その相手を優先するという考えだと思われるが、低入札であっても調査を実施したうえで、ダンピング等の心配がないということであれば、低入札で応札した者と契約するという考えがあっても良いのではないか？</p> <p>・仮に低入札調査実施し、結果、問題ないとした場合でもゼロ点ということであれば、低入札で応札した場合は、価格評価点と技術評価点の評価割合いから、逆転はありえないのではないか？</p> <p>・先ほどの中子高架橋耐震補強工事については、他が無効だった場合、仮に価格点がゼロ点だったとしても、低入札調査を実施して失格とならなければ落札決定する考えであり、ダンピングを防止するために契約手続をやり直した方がいいのではないかという気がしてならない。 他方、他に有効な入札者いれば、事実上、低入札はアウトという考え方もバランス的に見て疑問があるように思われる。</p> <p>・技術評価項目において「若手・女性技術者の配置」がある。業界的にもすごく大事なことで、とても重視したほうがよいと思っている。 極端なことを言えば、資格要件として入れてもよいのではないか。今後、業界的にも人材不足が予想されるので、とても重要なことだと思われる。 これは以前からあるのか。</p> <p>3) 拡大型指名競争入札 「北陸自動車道 境トンネルはく落防止対策工事」</p> <p>・拡大型指名競争入札方式で地域要件を設定した理由を教えてください。</p> <p>・指名業者全て辞退ということに関し、どのように捉えているのか。 発注方法を変えるなど、適切な入札が行われ、受注者にしっかりと仕事をやっていただくにはどのような発注方法が良いのか検討して欲しい。</p> <p>・本工事を落札した、(株)関口組(非指名者)の本社所在地は「富山県魚津市」となっているが、なぜ指名業者から漏れていたのか。</p> | <p>・直接ヒアリング等は実施していないが、塗装工事は参加企業が非常に多く、競争意識が高いのではないかとと思われる。その結果、価格競争が先行していると思われる。</p> <p>・入札までに応札するか否かを判断しているのではないかとと思われる。</p> <p>・他に契約制限価格内で有効な入札を行った者がおり、低入札価格調査は実施していない。</p> <p>・本件では、調査基準価格を下回った入札は、価格評価点がゼロ点としており、無効としているものではない。価格評価点と技術評価点と併せて一番点数の高いところと取引をするものである。</p> <p>・そのとおりである。</p> <p>・ここ最近である。</p> <p>・当該工事を所掌する事務所は上越管理事務所、新潟県内の富山県及び長野県北信地方よりに位置している。 施工範囲は北陸道及び上信越道であり、上越管理事務所の発注工事には富山県や長野県の下請業者が多いという実績を鑑みてエリアを拡大している。 また、地域要件無しの該当者数(同種工事の実績のみ)は316者であり、資格要件に地域要件を追加し、結果26者まで絞り込んでいる。</p> <p>・工事規模に対して、特に本線上で多くの交通規制を伴う工事は、難易度が高く参加者が少なくなるような案件だと思っているため、拡大型指名競争入札を採用した。引き続き、多くの参加が見込めるように工夫していきたい。</p> <p>・当社は同種工事の実績などを調べるのにコリンズという工事実績検索システムを利用しているが、検索時には当該相手方が該当しなかった。</p> |

| | 意見・質問 | 回 答 |
|----------------|---|--|
| | <p>・検索時に漏れたのはなぜか。</p> <p>・コリンズはネクスコのシステムではないが、登録方法がある程度統一しないと、せっかく工事を完成させても登録から漏れてしまう可能性があるということか。</p> <p>4) 随意契約方式 「関越自動車道 中央公園高架橋耐震補強工事」 ・意見等なし</p> <p>2 調査等 「令和4年度 磐越自動車道 新潟工事区施工管理業務」 ・意見等なし</p> <p>3 物品・役務 「新潟支社管内 群馬県域電気需給」</p> <p>・昨今、原油高騰などにより電力価格が上がっているが、それでもこの価格で実施するということか。</p> <p>・その協議では、やむを得ないものとして受け入れるしかないのか。</p> <p>・落札者は大きい業者だからよいが、小さい電力業者は結構撤退している状況である。仮にそのような状況になった場合、別のところに発注することになるのか。</p> <p>・現在、資材価格などかなり高騰しているが、工事期間中にそのような状況になってしまった場合でも協議に応じるのか。</p> | <p>・コリンズは受注者が登録するもので、登録方法が特に決まっているものではない。したがって、当該相手方は「同種工事の実績」として、登録していなかった可能性がある。</p> <p>・そのとおりである。</p> <p>・契約上このような背景がある場合には、協議が出来ることとなっている。 なお、現在、契約の相手方からの協議の申し出はないが、制度としてはある。</p> <p>・仮にそのような要請があれば、適切に判断したいと思っている。</p> <p>・そのとおりである。</p> <p>・土木工事など工事期間が長いものは、契約書上に物価スライド条項が組み込まれており、物価が上がったり下がったりした場合には、双方協議が出来る仕組みになっている。電力に関しては物品等であるため、契約書上にそのような条項が無いが、協議条項において不測の事態があった場合には協議出来る内容になっている。</p> |
| <p>審査結果の報告</p> | <p>【講評】</p> <p>・全体的に適正な契約が行われているが、応札者がいなかった案件については、引き続き入札方式を検討したい。</p> <p>・除雪車のアンケートの結果報告については、お礼申し上げる。 アンケート結果から、新たな応札者の可能性があると感じられるので、広報に努めていただきたい。 ネクスコHPで定期的に入札公告の予定を公表していることを知らなかった旨の回答があったことから、広報の必要性を感じている。</p> <p>・「関越自動車道 小仁田橋塗替塗装工事」については、入札手続き自体に瑕疵はないものの、入札価格を見るとほとんどの業者が調査基準価格に付近の価格で応札しており、入札金額にはバラつきもないことから、そもそもの調査基準価格の設定自体が妥当だったのかどうか疑問に感じている。 この案件だけなのか、それとも塗装工事全般なのかかわからないが、調査基準価格がもう少し低ければ、また違った結果になっていた可能性もあるため、妥当性について検証していただきたい。</p> | |